

ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」から

高卒求人登録をする場合（以下「マイページ仮登録」と呼称）

★2023年（令和5年）3月卒業予定生徒対象求人者のマイページ仮登録に関しては、
2022年（令和4年）6月1日（水）以降に処理を完了したものを有効といたします。

★マイページ仮登録処理を完了する前に、求人票の「プレビュー」を印刷し郵送願います。

（以下を参照ください。）

- ・マイページ仮登録最終画面（青少年雇用情報登録の画面）の『完了』ボタンをクリックする前に、必ず『仮求人票を表示』ボタンをクリックし、「プレビュー」画面を表示させ、印刷してください。
- ・万一、上記処理を行わずにマイページ仮登録処理を完了してしまうと、「プレビュー」画面を表示させることができなくなりますのでご注意願います。

まず『仮求人票を表示』ボタンをクリックして表示されるプレビュー画面を印刷。印刷できたか確認後、『完了』ボタンをクリックしてください。

【マイページ仮登録におけるその他注意事項について】

- * 求人者マイページを開設済の場合、システム上はマイページで求人内容変更が可能です。が、高卒求人に関してはマイページでの求人内容変更は絶対に行わないようご注意ください。万一作成処理完了後に内容変更が必要となった場合は、ハローワーク堺学卒コーナーまで事前にご相談ください。
- * 求人者マイページを開設済の場合、システム上はマイページで求人取消が可能です。が、高卒求人に関してはマイページでの求人取消は禁止しています（充足して報告いただく必要があります）。万一取消が必要な状況になった場合は特別な報告を行い、公示されることとなります。
- * マイページ仮登録していただいた場合でも、プレビュー印刷したものを含め必要書類は全て郵送が必要です。高卒求人の場合はマイページの入力のみで完結できません。高校へ高卒求人を持参・郵送される際は、7月1日以降に当所から返戻される高卒求人票（固有の求人番号が印刷され、かつハローワーク堺の日付印が押印されているもの）を複製利用してください。
- * 求人の受付日は仮登録完了日ではなく、ハローワークで受付処理した日以降となります。マイページ仮登録後に「ハローワークの確認が完了し受理されました。」（以下「完了通知」と呼称）と通知されますが、あくまでシステム上自動にでる通知です。必要書類が当所に到着し、内容等確認が完了することが必要です。
- * 完了通知とともに送信される求人票の内容で誤り等が見つかった場合、ハローワークではまだ確認もしくは処理中の状態となっています。後日必要書類が到着し処理開始する際に当所より担当者様へ連絡しますので、その際に修正依頼を口頭でお申し出ください。